

# 熊本県公報

第12830号  
令和元年(2019年)  
6月11日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

- 漁船保険付保義務の消滅(松島加入区)……………(団体支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退……………(障がい者支援課) 1
- 介護医療院の開設許可……………(高齢者支援課) 2
- 令和元年度・陸・海・空自衛官候補生の採用試験応募資格、受付期間、試験期日、試験場及び連絡先の告示……………(市町村課) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 3
- 道路の供用開始……………( // ) 3
- 道路の供用開始……………( // ) 3
- 遊漁規則の変更認可……………(水産振興課) 4
- 熊本県防災情報共有システム構築業務委託に係る一般競争入札の参加資格等……………(危機管理防災課) 4
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………(高齢者支援課) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………(高齢者支援課) 5
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………(高齢者支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請……………( // ) 6
- 熊本県防災情報共有システム構築業務委託に係る一般競争入札の実施……………(危機管理防災課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(農地・担い手支援課) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請……………( // ) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請……………( // ) 11
- 道路の位置の指定……………(建築課) 11
- 道路の位置の指定……………( // ) 11
- 道路の位置の指定……………( // ) 11
- 道路の位置の指定……………( // ) 12
- 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………(義務教育課) 12

## 告 示

### 熊本県告示第86号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成27年(2015年)6月9日熊本県告示第540号で公示した松島加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和元年(2019年)6月8日限り消滅したため、同条第2項の規定により公示する。  
令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

### 熊本県告示第87号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。  
令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	辞退年月日

熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室955番地	腎臓	令和元年(2019年) 6月30日
-----------------------------	----	----------------------

**熊本県告示第88号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護医療院)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
人吉中央温泉病院介護医療院 人吉市上青井町170-1	医療法人蘇春堂	令和元年(2019年)6月1日

**熊本県告示第89号**

令和元年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の応募資格及び受付期間が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 応募資格(男女共通)  
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者
- 2 受付期間(男女共通)  
令和元年7月1日(月)から9月6日(金)までとする。
- 3 試験期日(男女共通)  
令和元年9月21日(土)
- 4 試験場  
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 その他  
上記試験以外の自衛官候補生募集は通年実施する。詳細については自衛隊熊本地方協力本部のホームページに掲載する。
- 6 連絡先の名称・位置等  
(1) 各募集事務所

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟3階	096-297-2051
熊本分駐所	〒860-0047 熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟3階	096-297-2054
熊本募集案内所	〒862-0971 熊本市中央区大江三丁目1番53号 熊本第二合同庁舎1階	096-372-0045
宇城募集案内所	〒869-0451 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0016 玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎5階	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地 本 田ビル2階	0968-24-2772

八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001
水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町一丁目11番5号 水俣商工会議所2階	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地13	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町1番地13	0969-22-3349
阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546番地3	0967-22-4575

(2) 自衛隊熊本地方協力本部ホームページアドレス  
<http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/>

**熊本県告示第90号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（2019年）6月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字田尻字釜割 524番1地先から 同所 529番1地先まで	前	16.2 ～ 43.9	119.3	廃道処分
			後	16.2 ～ 34.1		

2 区域を変更する期日 令和元年（2019年）6月11日

**熊本県告示第91号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）6月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町津留字上舞鶴 1093番7地先から 同所 1060番1地先まで	13.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 令和元年（2019年）6月11日

**熊本県告示第92号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年（2019年）6月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草市天草町下田北字角橋 2140番地先から 天草市天草町下田北字壺本松 2165番6地先まで	182.4	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和元年(2019年)6月11日

熊本県告示第93号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により令和元年(2019年)5月31日付けで遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 漁業権者の名称及び住所

氷川漁業協同組合  
八代市鏡町塩浜392-24

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

氷川漁業協同組合第五種共同漁業に関する内共第5号共同漁業権遊漁規則第5条を次のとおり変更する。  
第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の河川のイ欄の区域内においては、ウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア河川名	イ区域	ウ期間
氷川	浜牟田橋橋脚より下流400メートルまで	3月1日から7月31日まで 10月1日から11月30日まで
氷川	大堰堤より上流300メートルから 堰堤より下流50メートルまで	3月1日から8月31日まで
氷川	東陽町北新堰堤より上流100メートルから 堰堤より下流150メートルまで	1月1日から8月31日まで
氷川	白岩戸橋橋脚から下流150メートル(第2堰)まで	1月1日から8月31日まで

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和元年(2019年)5月31日

熊本県告示第94号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

熊本県防災情報共有システム構築業務委託

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示するこ

- と。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から令和元年(2019年)6月27日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年(2022年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年(2021年)10月1日から令和3年(2021年)11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県告示第95号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人姫戸福祉会 上天草市姫戸町 姫浦字西成川内 3055番地106	特別養護老人ホーム翔洋苑 上天草市姫戸町 姫浦字西成川内 3055番地106	431100102	令和元年(2019年)5月30日	介護老人福祉施設

**熊本県告示第96号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人姫戸福祉会 上天草市姫戸町 姫浦字西成川内 3055番地106	翔洋苑短期入所生活介護事業所 上天草市姫戸町 姫浦字西成川内 3055番地106	431100103	令和元年(2019年)5月30日	短期入所生活介護

**熊本県告示第97号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人姫戸福祉会	特別養護老人ホーム翔洋苑ユニ	431100280	令和元年(2019年)5月30日	地域密着型介護老人福祉施設

上天草市姫戸町 姫浦字西成川内 3055番地106	ツト棟 上天草市姫戸町 姫浦字西成川内 3055番地45及び 106	0日	社施設
---------------------------------	--	----	-----

**公 告**

**熊本県公告第86号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）6月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字荒野7番13ほか2筆
和田 幸治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字土木園962番ほか1筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2160番1ほか2筆
萩原 健	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字三平松3003番17ほか7筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原5番3
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上東字梅木481番1
堀川 輝雄	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字京出1605番ほか1筆
株式会社豊ファーム	球磨郡水上村岩野	球磨郡水上村大字岩野字高瀬622番2ほか1筆
岩見 晴雄	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字朝ノ迫185番53ほか1筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）5月24日

**熊本県公告第87号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）6月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大家 聖矢	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄283番1
田上 三千男	玉名市天水町立花	玉名市天水町小天宇山ノ崎7134番
木村 寿男	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天宇八鉢下6838番
高峰 充	玉名市天水町部田見	玉名市天水町部田見字葎原2332番
白木 智之	玉名市大浜町	玉名市滑石字野田219番3
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字堀添309番1ほか3筆

藤森 康德	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1386番 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田68番3〕
前田 徳幸	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字上牟田1403番ほか2筆 〔一時利用地 玉名市岱明町扇崎字上牟田52番2〕
小路 信一	玉名市岱明町扇崎	玉名市岱明町扇崎字野添1008番ほか2筆
菊本 克也	玉名郡長洲町清源寺	玉名郡長洲町大字清源寺字遠見下3182番2ほか6筆
株式会社木村デー リィファーム	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町新田字江上617番1ほか2筆
松本 吉弘	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町新田字江上621番3ほか1筆
竹田 益巳	熊本市東区長嶺東	八代郡氷川町野津字南井上4382番
長本 竜一	上天草市大矢野町上	上天草市大矢野町中字毛四郎4942番1ほか1筆

2 申請年月日  
令和元年(2019年)5月27日

**熊本県公告第88号**

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
熊本県防災情報共有システム構築業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県知事公室危機管理防災課情報通信班(熊本県庁行政棟新館10階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務の内容  
熊本県防災情報共有システム構築業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から令和2年(2020年)3月31日(火)まで
- (5) 履行場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 他
- (6) 入札方法  
本業務は、総合評価一般競争入札により行う。
- (7) 入札方式  
この入札は、紙入札案件である。
- (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) 低入札価格調査の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務(情報システ

- ム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされたと者には、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされたと者には、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 過去10年間(平成21年(2009年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までの間)に、人口が50万人以上の地方自治体における防災情報システム(災害時の被害報告及び防災情報の収集・伝達・共有を目的とするGISを活用したシステムをいう。)に係る構築業務について、元請けとしての契約実績を有する者であること。
- (6) 「JIS Q9001(品質マネジメントシステム)」及び「ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)」の認証を取得している者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請等
- (1) 入札参加資格を有していない場合は、次の(1)から(4)までのとおり競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間に次の(1)の受付期間以降も随時受け付けるが、4(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- (1) 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
 公告の日から令和元年6月27日(木)午後5時まで
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
 熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- (4) 提出の方法  
 (2)の提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、(1)の受付期間内に必着とする。
- 4 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
 この入札に参加を希望する者は、2(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
 ア 競争入札参加資格確認申請書  
 イ 2(5)の実績に係る確認資料(契約書の写し、発注仕様書の写し等)  
 ウ 2(6)に係る確認資料(証明書類の写し等)
- (2) 提出方法  
 (1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
 公告の日から令和元年(2019年)7月5日(金)午後5時まで
- (4) 提出先  
 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知  
 競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 5 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間  
 1(2)の入札・契約担当部局において、入札説明書に定める方法により、公告の日から令和元年(2019年)7月5日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
 入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)7月23日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法  
 ア 日時 令和元年(2019年)7月23日(火)午前10時  
 イ 場所 1(2)の入札・契約担当部局  
 ウ 入札書及び技術提案書の提出方法  
 入札書(代理人が入札するときは、入札書及び委任状)及び技術提案書をアの日時にイの場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年(2019年)7月22日(月)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名



- 称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)アの日時に(3)イの場所で行うものとする。
- (5) 入札の回数  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再入札を行うものとする。  
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のア及びイのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札保証金  
免除する。
- 6 落札者の決定等
- (1) 落札者の決定基準  
落札者の決定に当たっては、入札説明書で定めるところにより、入札金額に係る評価点（以下「価格点」という。）と技術提案書による提案内容に係る評価点（以下「技術点」という。）の合計点（以下「総合評価点」という。）により評価する。
- (2) 落札者の決定方法  
ア 予定価格の制限の範囲内の入札金額による有効な入札書を提出した者にあつては、総合評価のための技術提案書について評価を行う。  
イ (1)で評価した価格点及び技術点の合計である総合評価点が最も高い者を落札者とする。  
ウ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とす。さらに、技術点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。  
エ 本入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、落札者とならない場合がある。
- 7 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 (3)の申出期限  
イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 8 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 問合せ
- (1) 問合せ先  
ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること。

熊本県知事公室危機管理防災課情報通信班  
 電話番号 096-333-2118  
 ファックス番号 096-383-1503  
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間  
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

10 Summary

- (1) Name and Content of Consignment  
 The design and development of a disaster prevention information system in Kumamoto Prefecture
- (2) Date and Place for tender  
 Date: July 23, 2019, 10:00 a.m.  
 Place: Disaster and Crisis Management Administration Division
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
 Disaster and Crisis Management Administration Division  
 Kumamoto Prefectural Government  
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
 862-8570, Japan  
 Phone: 096-333-2118
- (4) Other  
 Language: Japanese  
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第89号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）6月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下六嘉字百海1243番3ほか1筆
松永 雄治	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字迂り石48番1
株式会社阿蘇カルデラRC	阿蘇市狩尾	阿蘇市内牧字南新井手883番ほか3筆
株式会社阿蘇カルデラRC	阿蘇市狩尾	阿蘇市三久保字千町無田233番274ほか18筆
栃原 薫	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字御領水1425番1ほか10筆

2 申請年月日  
 令和元年（2019年）5月28日

熊本県公告第90号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）6月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年（2019年）6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社下巢畑農産	阿蘇郡小国町下城	阿蘇郡小国町大字下城字谷2878番96ほか3筆
株式会社下巢畑農産	阿蘇郡小国町下城	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036番196ほか11筆

2 申請年月日  
令和元年(2019年)5月30日

**熊本県公告第91号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年(2019年)6月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟449番4ほか1筆
前田 栄治	宇土市城塚町	宇土市笹原町字下ノ割646番ほか2筆
有限会社重元園芸	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟422番

2 申請年月日  
令和元年(2019年)5月31日

**熊本県公告第92号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 宇土市栗崎町605番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社渡邊建設
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字鎌田87番4
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 34.83メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)5月20日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第40号

**熊本県公告第93号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 宇土市三拾町201番地2
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字横原1349番9
- 4 道路の幅員 5.00メートル
- 5 道路の延長 34.78メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)5月20日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第41号

**熊本県公告第94号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 八代市通町10番30号
- 2 築造者の氏名 有限会社木下土地開発事務所

- 3 道路の位置 宇城市松橋町曲野字中村1073番4
- 4 道路の幅員 6.02メートル
- 5 道路の延長 75.77メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)5月14日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第36号

**熊本県公告第95号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和元年(2019年)6月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町久具358番地22
- 2 築造者の氏名 株式会社大成不動産コンサルタント
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字上ノ原1605番8
- 4 道路の幅員 6.02メートル
- 5 道路の延長 65.75メートル
- 6 指定年月日 令和元年(2019年)5月14日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第37号

**登載依頼**

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

**熊本県教育委員会規則第1号**

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則(平成15年3月24日教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2」を「第25条」に、「第25条の3」を「第25条の2」に改める。

第2条第1項中「『教諭等』」を「「教諭等」」に改め、同条第2項中「『指導が不適切な教諭等』」を「「指導が不適切な教諭等」」に改め、同条第3項中「『指導改善研修』」を「「指導改善研修」」に、「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条第1項中「第3条」を「前条」に、「第25条の2第5項の規定に基づく専門家」を「第25条第5項に規定する専門的知識を有する者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。